

○経済産業省告示第六十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六条及び第百十四条第一項の規定に基づき、鉱業労働災害防止計画を次のとおり定めたので、同法第八条及び第百十四条第一項の規定に基づき告示し、平成二十五年四月一日から施行する。これに伴い、平成二十年経済産業省告示第四十七号は、廃止する。

平成二十五年三月二十八日

経済産業大臣 茂木 敏充

第十二次鉱業労働災害防止計画

鉱山保安は、人命尊重を基本理念とし、鉱山災害の根絶を図ることをその最終目標とするものである。鉱山災害の防止に関しては、昭和二十四年の鉱山保安法施行以来、各般に亘る保安確保対策を積極的に推進してきたところであり、関係者の努力と相まって災害の発生件数、度数率及び強度率ともに中長期的には大幅に減少してきた。

現行の鉱山保安法は、災害発生件数の減少や発生要因の変容等を背景に、国の関与を最小限のものとし、鉱山における保安確保に当たって民間の自主性を主体とするとの観点から、リスクマネジメントの手法を法体系の中に導入している。具体的には、鉱業権者（租鉱権者を含む。以下同じ。）に対し、保安上の危険の把握（現況調査等の実施）とその結果に応じた措置の立案・実施・見直し（措置の保安規程への反映）を義務付け、現場の実情に即したPDCA（Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Act（改善））サイクルが定着し、鉱山において「マネジメントシステム」として自律することを目指している。

しかしながら、これが全ての鉱山に定着し有効に機能して継続的な保安の向上につながっているとは言い難く、依然、死傷者を伴う災害が発生している。

このような状況を踏まえ、災害防止において鉱業が他の産業の模範となるべく、各鉱山の実情に即した保安に係るマネジメントシステム（以下「鉱山保安マネジメントシステム」という。）の構築と有効性向上への自主的取組を促進するための支援を国は重点的に実施するとともに、鉱業権者、鉱山労働者を始めとする関係者の努力を継続・促進するため、また重大災害等に直結する露天掘採場の残壁対策や坑内の保安対策の推進、粉じん防止対策を含む作業環境の整備等の基盤的な保安対策に万全を期すため、ここに鉱業労働災害防止のための主要な対策に関する事項を示

すものとする。

1 計画の期間

この計画は、平成二十五年度を初年度とし、平成二十九年度を目標年度とする五年間の計画とする。ただし、この計画期間中に特別の事情が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

2 計画の目標

各鉱山においては、災害を撲滅させることを目指す。

全鉱山における災害の発生状況として、計画期間の五年間の平均で、次の指標を達成することを目標とする。

指標一：災害を減少させる観点から、度数率 〇・八五以下（過去五年間の実績に比し三十パーセント以上の減少に相当）

指標二：重篤な災害を減少させる観点から、強度率 〇・三五以下（過去五年間の実績に比し三十五パーセント以上の減少に相当）

これらを達成するため、国は、鉱山保安マネジメントシステムについて、具体的な実施方法や優良事例の情報提供等を推進することにより、その定着度・有効度を着実に向上させるための施策を重点的に推進するものとする。

3 鉱山災害防止のための主要な対策事項

鉱山災害の根絶という最終目標を達成するためには、鉱業権者、鉱山労働者を始めとする関係者及び国が一体となり、保安水準の向上に向けた取組を継続的に実施していくことが必要である。このため、国は、鉱山災害防止について本計画を長期的視点に立って策定し、自ら講ずるべき施策を明らかにするとともに、鉱山災害防止の実施主体である鉱業権者、鉱山労働者を始めとする関係者において取り組むことが求められる事項を、以下に主要な対策事項として示す。

鉱業権者及び鉱山労働者を始めとする関係者においては、本計画の内容を理解し、自ら積極的に保安水準の向上に努めることが求められる。

一 鉱山保安マネジメントシステムの構築とその有効化

鉱山災害を撲滅させるためには、より高い次元で保安を確保する必要がある、これを実現するために、鉱業権者、鉱山労働者を始めとする関係者及び国は、それぞれの役割を踏まえ、次の二つの取組を一体となって推進するものとする。これらの取組を実施するに当たり、国は、鉱山保安マネジメントシステ

ムが各鉱山の規模や操業状況等に即した最適な形で構築され、その有効化を図ることが可能となるよう、具体的な実施方法や優良事例の情報提供等を推進するとともに、鉱業権者及び鉱山労働者を始めとする関係者は自山の実情に即した最適なシステムの構築とその有効化に努めるものとする。また、これらの取組の進捗状況について、国及び鉱業権者は毎年度評価を行い、必要と認めた場合に追加の対策を講ずるものとする。

イ リスクアセスメントの充実等

リスクアセスメントの充実とその結果に応じた措置の実施・評価・見直しを行うことが重要である。このため、鉱業権者は、次の事項の実施に努めること。

- (1) 潜在的な保安を害する要因を特定するための調査を十分に行い、これらによりもたらされるリスクを分析すること。
- (2) それぞれのリスクを評価し、リスク低減のための措置を検討し実施すること。
- (3) リスク分析・評価の過程を関係者で共有するとともに、措置を講じた後の残留リスクについても適正な評価・管理を行うこと。

ロ マネジメントシステムの構築等

マネジメントシステムの構築、すなわちPDCAサイクルの循環により継続的な保安水準の向上につながる仕組みを構築すること、及びその有効化を図ることが重要である。このため、鉱業権者は、次の事項の実施に努めること。

- (1) 経営者は、保安の確保を経営と一体のものとして捉え、保安方針を表明すること。
- (2) 保安目標について、達成に至る手段を具体的に立案可能で、達成度合いを客観的に評価可能なものとして設定すること。
- (3) 保安目標達成のための具体的な実施事項とスケジュール等を年間の保安計画として策定すること。
- (4) 保安目標の達成状況及び保安計画の実施状況について評価を行い、問題がある場合は原因を調査し改善等を実施すること。

二 自主保安の徹底と保安意識の高揚

鉱業権者は、保安の最高責任者としての自覚を持って、また、鉱山労働者は、自らも保安確保の一翼を担うものであるとの自覚を持ち、次の点にそれぞれ留意し、自主保安の徹底を図るものとする。

イ 鉱業権者

鉱業権者は、自ら設定した保安目標を達成するため、必要な人員及び予算を確保するとともに、鉱山労働者の保安意識を高揚させるための活動、保安に関する知識及び技能の向上を図るための教育等を実施するに当たり、次の点に留意すること。

- (1) 保安管理体制の充実、特に職務範囲、指揮命令系統の明確化及び鉱山労働者個々の知識、技能等を踏まえた適正な人員配置を図ること。
- (2) 保安施設の整備等、保安確保に必要な予算の配分に配慮すること。
- (3) 危険予知活動やヒヤリハット報告活動等、各鉱山の実情に即した保安活動を積極的に実施すること。
- (4) 鉱山労働者の職務の種類及び経験年数並びに人間特性等を考慮した保安教育を計画的に実施すること。特に作業監督者の選任に要する資格については計画的な取得に努めること。
- (5) 災害発生時の被害を最小限にとどめるため、有効な退避訓練及び救護訓練の実施に努めること。

ロ 保安統括者、保安管理者及び作業監督者等

保安統括者、保安管理者及び作業監督者等は、鉱山における保安管理体制の中核として、それぞれの責任と権限に基づき、常に現場の保安状況を把握し、その職責の遂行に十分に努めること。

ハ 鉱山労働者

鉱山労働者は、保安規程や作業手順書の遵守にとどまらず、保安活動に積極的に参画するとともに、自らの知識や技能、経験をそれらの作成・見直しに反映するように努めること。

三 発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進

過去五年間に発生した災害の事由は、「墜落・転倒のため」、「運搬装置のため」、「取扱中の器材鉱物等のため」及び「機械のため」が全体の四分の三を占める。鉱業権者は、リスクアセスメントを徹底して行い、不安全な状態

及び不安全な行動を特定し、その排除に努める等、対策の充実について検討し、必要な措置を講ずることにより、これらの事由による災害の着実な減少を図るものとする。

また、発生頻度が高い災害の多くはヒューマンエラーによるものである。リスクアセスメントの際に人間特性についても十分に考慮するとともに、鉱業権者は、リスク低減のための措置として、本質安全対策、フェールセーフやフェールプルーフを考慮した施設の工学的対策等のヒューマンエラーが発生した場合であっても災害につながらないための対策を検討するとともに、保安規程や作業手順書の遵守等の保安教育、適正な労務管理等による現場全体の保安水準、保安意識の向上等のヒューマンエラーの発生を抑制する対策を講ずるものとする。

四 基盤的な保安対策の推進

次に掲げる基盤的な保安対策を推進するものとする。

イ 露天掘採場の残壁対策

鉱業権者は、石灰石鉱山等の露天掘採場における長大残壁について計画的な地質調査、安定解析及び計測管理等に努め、適切な採掘切羽を設定するとともに、残壁の安定化を図ることにより、鉱山災害の防止に努めること。

ロ 坑内の保安対策

鉱山の坑内構造をその自然条件に対応した合理的なものとすることは、保安の確保、特に重大災害の防止に不可欠である。したがって、鉱業権者は、各鉱山の坑内構造の整備に努めるとともに、災害発生時の被害を最小限にとどめるため、所要の保安施設の整備や有効な退避訓練及び救護訓練の実施に努めること。

ハ 作業環境の整備

鉱業権者は、粉じんの防止、有害ガス対策、坑内温度調節、坑内照明の改善等作業環境の整備に努めること。

特に、粉じんの防止については、集じん装置の適正配置、効率的な散水の励行及び粉じん発生装置の密閉化等、坑内外における作業環境改善対策の一層の推進に努めること。

ニ 保安技術の向上とその活用

掘採条件の悪化、生産技術の進歩等に対応して保安技術を不断に向上させ、かつ、その成果を現場で活用することは、保安を確保する上で不可欠である。このため、産学官が連携を図り、保安技術の向上に努め、また、鉱山保安協議会における審議等を通じ、保安技術を活用した対策を推進すること。

五 外国人研修生に対する配慮

外国人の研修を実施する石炭鉱山の鉱業権者は、外国人研修生に配慮した災害防止対策を実施するものとする。

六 単独作業及び非定常作業に対する保安管理

鉱業権者は、請負作業者を含め、単独作業及び修理等の非定常作業に携わる者の災害を防止するため、鉱山全体での保安管理に努めるものとする。

七 国及び鉱業関係団体の連携・協働による保安確保の取組

国は、外部専門家による保安指導を実施するとともに、鉱山労働者等を対象とした各種研修及び災害情報の水平展開等の充実に取り組むものとする。

鉱業関係団体は、鉱業権者のニーズを踏まえ、民間資格制度「保安管理マスター制度」の創設、運用を始めとした自主保安体制強化のための支援等、災害防止のための活動を積極的に実施するものとする。

両者は、それぞれの活動が有機的に機能し、保安レベルの継続的な向上につながるよう連携・協働を促進するものとする。特に、中小零細規模の鉱山に対してはニーズに応じてきめ細かな支援を実施する等、一定の配慮を行うものとする。